

国家公務員の離職後の就職に係る制限の強化のための国家公務員法等の一部を改正する法律案要綱

第一 国家公務員法の一部改正

一 職員の離職後の営利企業への就職に係る制限の強化

国家公務員法第二条に規定する一般職に属する職員（以下「職員」という。）が、営利企業の地位で、その離職前五年間に在職していた人事院規則で定める国の機関、特定独立行政法人又は日本郵政公社と密接な関係にあるものに就くことを承諾し、又は就いてはならないとする期間について、離職後二年間を離職後五年間とすること。

（国家公務員法第百二条第二項関係）

二 職員の離職後の営利企業以外の事業の法人その他の団体への就職に係る制限

1 職員は、離職後五年間は、営利企業以外の事業の法人その他の団体（地方公共団体を除く。）の地位（当該地位に就くことについて両議院の同意によることを必要とするものを除く。）で、その離職前五年間に在職していた人事院規則で定める国の機関、特定独立行政法人又は日本郵政公社と密接な関係にあるものに就くことを承諾し、又は就いてはならないこと。

（国家公務員法第百四条の二第一項関係）

2 1は、人事院規則の定めるところにより、職員に係る所轄庁の長の申出により人事院の承認を得た場合には、適用しないこと。
(国家公務員法第百四条の二第二項関係)

3 人事院は、毎年、遅滞なく、国会及び内閣に対し、前年において人事院がした2の承認の処分に関し、各承認の処分ごとに、承認に係る者が離職前五年間に在職していた国の機関、特定独立行政法人又は日本郵政公社における官職、承認に係る営利企業以外の事業の法人その他の団体の地位、承認をした理由その他必要な事項を報告しなければならないこと。

(国家公務員法第百四条の二第三項関係)

4 1に違反して営利企業以外の事業の法人その他の団体の地位に就いた者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処すること。
(国家公務員法第百九条関係)

第二 自衛隊法の一部改正

一 隊員の離職後の営利を目的とする会社その他の団体への就職に係る制限の強化

自衛隊法第二条第五項に規定する隊員(以下「隊員」という。)が、営利を目的とする会社その他の団体の地位で、その離職前五年間に在職していた防衛庁本庁又は防衛施設庁と密接な関係にあるものに

就くことを承諾し、又は就いてはならないとする期間について、離職後二年間を離職後五年間とすること。

(自衛隊法第六十二条第二項関係)

二 隊員の離職後の営利を目的とする団体以外の法人その他の団体への就職に係る制限

1 隊員は、離職後五年間は、営利を目的とする団体以外の法人その他の団体(地方公共団体を除く。)の地位(当該地位に就くことについて両議院の同意によることを必要とするものを除く。)で、離職前五年間に在職していた防衛庁本庁又は防衛施設庁と密接な関係にあるものに就くことを承諾し、又は就いてはならないこと。

(自衛隊法第六十三条の二第一項関係)

2 1は、隊員が内閣府令で定める基準に従い行う防衛庁長官又はその委任を受けた者の承認を受けた場合には、適用しないこと。

(自衛隊法第六十三条の二第二項関係)

3 防衛庁長官は、2の承認を行い、又は行わないこととする場合には、政令で定める審議会等に付議し、その議決に基づいて行わなければならないとともに、内閣は、毎年、遅滞なく、国会に対し、前年において防衛庁長官が行った2の承認の処分に関し、各承認の処分ごとに、承認に係る者が離職前五年間に在職していた防衛庁本庁又は防衛施設庁における官職、承認に係る営利を目的とする団体以

外の法人その他の団体の地位、承認をした理由その他必要な事項を報告しなければならないこと。

（自衛隊法第六十三条の二第三項関係）

4 1に違反して営利を目的とする団体以外の法人その他の団体の地位に就いた者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処すること。

（自衛隊法第一百八条関係）

第三 独立行政法人通則法の一部改正

独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人（以下「特定独立行政法人」という。）の役員について、離職後において、営利企業の地位で、その離職前五年間に在職していた特定独立行政法人、人事院規則で定める国の機関又は日本郵政公社と密接な関係にあるものに就くことを承諾し、又は就くことの制限を、法人その他の団体（地方公共団体を除く。）の地位（当該地位に就くことについて両議院の同意によることを必要とするものを除く。）で、当該密接な関係にあるものに就くことを承諾し、又は就くことの制限に強化するとともに、制限の期間について、離職後二年間を離職後五年間とすること。

（独立行政法人通則法第五十四条第四項関係）

第四 日本郵政公社法の一部改正

日本郵政公社の役員について、離職後において、営利企業の地位で、日本郵政公社又はその離職前五年間に在職していた人事院規則で定める国の機関若しくは特定独立行政法人と密接な関係にあるものに就くことを承諾し、又は就くことの制限を、法人その他の団体（地方公共団体を除く。）の地位（当該地位に就くことについて両議院の同意によることを必要とするものを除く。）で、当該密接な関係にあるものに就くことを承諾し、又は就くことの制限に強化するとともに、制限の期間について、離職後二年間を離職後五年間とすること。

（日本郵政公社法第五十二条第四項関係）

第五 その他

一 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲において政令で定める日から施行すること。

（附則第一条関係）

二 国家公務員等の離職後の就職に係る制限については、これらの者の営利企業への就職等に関する状況、これに関する世論の動向、国家公務員制度、特殊法人等の改革の進展状況等を踏まえ、それぞれの制度の間における均衡、整合性等も考慮しつつ、その強化及び整備のために必要な措置に関し引き続き検討が加えられ、その結果に基づいて、所要の措置が講ぜられるものとする。

（附則第七条関係）

三 その他所要の規定の整備すること。